

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義…いじめ防止対策推進法第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・即時対応に取り組む。

2 いじめの防止等のための組織

(1) 双つ山委員会（いじめ・不登校対策委員会）

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 基本方針 | いじめの根絶・学校不適応（不登校）の解消を目指した適切で迅速な指導や援助を行う。 |
| 2 | 構成組織 | 校長・教頭・教務主任・養護教諭・生徒指導主事
学級担任・学年部・（心の教育相談員）
（拡大双つ山委員会は、全職員で構成される。） |
| 3 | 運営にあたって | |
| | (1) | いじめ及び不登校の未然防止のための取組の充実を図る。 |
| | (2) | 初期対応の充実を図る。 |
| | (3) | 解決に向けた指導・援助の充実を図る。 |
| | (4) | 家庭や地域・関係機関との連携を図る。 |
| 4 | いじめの問題への対応 | |

いじめの問題への正しい認識・理解

- いじめは人間として絶対許されないこと
- 相談者への親身な指導・援助に努めること
- はやし立てたり、傍観したりしている児童への指導が重要であること
- 日常的な遊びの中に潜むいじめは見逃されやすく、きめ細かな観察に心がけること
- いじめは人権に関わる問題であること

(1) 未然防止のための取組

- 「するを許さず」「されるを責めず」「第三者なし」
- 教師と児童、児童間の好ましい人間関係の育成のために、触れ合いの機会の確保に努める。
- いじめられている児童を守り通す、という毅然とした態度を示す。
- いじめを大人に伝えることは正しい行為である、という認識をもたせる指導に努める。
- 学級活動や児童会などでの主体的な取組の充実を図る。

(2) 初期対応と解決に向けた指導と援助

- 実態の把握
 - 日常観察
 - 定期的調査
 - 情報収集
- 全校の協力体制
 - 適切な指導・援助
 - 相談に応ずる体制
 - 校内研修の計画と実施

○継続的な観察

(3) 家庭・地域社会・関係機関との連携

- いじめの問題に対する保護者の理解を深める。
- PTA活動やおたよりでいじめ防止の指導方針を周知する。

(2) 職員会議、打ち合わせ等での情報交換及び共通理解

月に一度の職員会議と、週に一度の打ち合わせで、配慮を要する児童について、全教職員で現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、心のアンケートやQ-Uアンケートを生かしながら、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努

める。また、グループ学習やペア学習等、小集団の活動を取り入れることによって対人交流を図る機会を意図的に設ける。

- いじめ防止対策機能の評価として、学校教育の指針の学校における生徒指導のためのチェックポイントや北の教育要覧の学校づくりと児童生徒理解のチェックポイントを活用する。
 - 「いじめをしない・させない・許さない」学校づくりをするための学級目標や一人一人の行動目標を設定する。
 - 「認める」「認められる」雰囲気を大事にした学級経営を行い、一人一人に自己有用感をもたせる。
- (2) 道徳教育の充実
- 全ての教育活動において道徳教育を生かし、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- (3) 相談体制の整備
- Q-Uアンケート結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
 - 心のアンケート後に学級担任による教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
 - 心の教育相談員の配置により、児童が悩みを気軽に話すことのできる環境づくりに努める。
- (4) 縦割り班活動や体験活動の実施
- 縦割り班活動の中で、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。
 - 良質な人間関係づくりを目指して、体験活動を重視した教育活動を計画する。
- (5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策
- 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努める。
 - 外部機関と連携してモラル教育・防犯教育をするなどして迅速に対応する。
- (6) 学校相互間の連携協力体制の整備
- 幼稚園・保育所と情報交換や交流学习を行う。
 - 東雲ブロック小・中連携推進計画により、東雲ブロック連絡会生徒指導部会において、情報を交換したり、対応の在り方について話し合ったりする。

4 いじめ早期発見のための取組

- (1) 保護者や地域、関係機関との連携
- 児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、秋田県教育委員会や能代市教育委員会、中学校などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。
- (2) 心のアンケートの実施
- 年2回「心のアンケート」を実施する。また、「心のアンケート」をもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。
- (3) ノート・日記指導
- 児童の休み時間の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

5 いじめに対する即時対応

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、双つ山委員会を開き、対応を協議する。
- (3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条）
- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき
- (2) 重大事態への対処
- 重大事態が発生した旨を、能代市教育委員会に速やかに報告する。
 - 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
 - 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。